

令和 8 年度 堺市安全まちづくり会議活動方針（案）

【基本目標】

市・警察・事業者・市民・地域団体等との協働により、犯罪を防止し地域の安全を確保する各種運動を展開することにより、市民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現することを基本目標とする。

【目標】

市民が安心して暮らせる「安全なまち堺」の確立

【重点取組】

- 特殊詐欺の被害防止
- 自動車関連犯罪の被害防止
- 子どもや女性を狙った性犯罪の被害防止

【活動の基本方針】

特殊詐欺の被害防止に向けた対策の推進	自動車関連犯罪の被害防止に向けた対策の推進	子どもや女性の安全を守るための対策の推進
・犯人からの接触タイミングに着目し、自主防犯意識を高める「事前対策」、犯人からの接触を防ぐ「入口対策」、犯人への振込を防止する「水際対策」の3つのフェーズに応じた対策を推進する。 ・SNS等の多様な媒体を活用した広報啓発をはじめ、国際電話の利用休止申込みの促進、防犯機能付電話機等の普及、各種防犯アプリの利用推奨等を推進する。	・物理的に盗難を防止する機能が高い防犯機器の普及を促進する。 ・自動車関連犯罪の被害は、無施錠や荷物放置等の不注意による被害が多いことから、各種広報啓発によって自主防犯意識の向上を図る。	・関係団体間の連携を強化し、犯罪被害防止に向けた広報啓発活動や防犯器具の普及を促進する。 ・地域住民等による防犯ボランティア活動や日常生活を通じた見守り活動の普及を図る。 ・少年の非行防止・健全育成を推進するため、学校・教育委員会・自治体・地域団体等による社会を挙げた取組により非行防止活動を行い、青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化を図る。